

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所（北地区）
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所（北地区）に係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和4年1月26日付け令03原機（大安）097）（以下「計量管理規定変更認可申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めらるるに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

申請日：令和4年1月26日

申請の理由：組織改正に伴う計量管理組織の変更のため。

申請の内容：原子力機構の計量管理規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下の通り。

- ・ 組織改正に伴う計量管理組織の変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること、並びに法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めらるるに該当しないことについて、提出された新旧対照表をもって確認した。

その内容は、以下のとおりである。

- ・ 計量管理組織の変更

照射課が原子炉課に統合されることから、計量管理組織図において「計量管理実施者（照射課長）」が削除されていることを確認した。